

業務従事届

社会福祉法人 秋田県社会福祉協議会会長 様

届出年月日	令和 年 月 日
借受人番号	
住所	〒
ふりがな	
借受人氏名	
連絡先	自宅Tel () 携帯Tel ()

次のとおり保育士の業務に従事したので届出します。

(以上は、借受人が記入します。)

(以下は、従事先施設が記入・証明をお願いします。)

業務従事証明書

業務従事先	所在地	〒
	施設名	
	電話番号	
	実施事業の種別番号	() 裏面(別表)参照
業務従事開始年月日	令和 年 月 日 から うち休職(業)期間: 令和 年 月 ~ 令和 年 月 理由 _____	
従事職種 (いずれかに☑)	<input type="checkbox"/> 保育士 <input type="checkbox"/> 保育教諭 <input type="checkbox"/> 児童の保護 <input type="checkbox"/> その他 ()	

上記のとおりであることを証明します。

記入日	令和 年 月 日
従事先管理者職名	
氏名	社判

※ 施設が発行する勤務証明書を業務従事届に代えることができます。

別表 種別番号（修学資金が返還免除となる従事先施設等一覧）

区域	法令・通知等	施設等種別	番号	
秋田県内の施設等	第6条の2の2第2項に規定	児童発達支援センターその他内閣府令で定める施設	1	
	第6条の2の2第3項に規定	放課後等デイサービス	2	
	第7条に規定	助産施設 乳児院 母子生活支援施設 保育所（認可保育所） 幼保連携型認定こども園 児童厚生施設 児童養護施設 障害児入所施設 児童発達支援センター 児童心理治療施設 児童自立支援施設 児童家庭支援センター 里親支援センター	3	
	第12条の4に規定	児童相談所に設置される児童を一時保護する施設	4	
	第18条の6に規定	指定保育士養成施設	5	
	第6条の3第9項から第12項の業務又は第39条第1項の業務を目的とする、第34条の15第2項、第35条第4項の認可又は認定こども園法第17条第1項の認可を受けていないもの（認可外保育施設）のうち、右記に示すもの	ア) 第59条の2の規定により届け出をした施設（認証保育所、認可外保育所） イ) アに掲げるもののほか都道府県等が事業の届出をするものと定めた施設であり、当該届出をした施設 ウ) 雇用保険法施行規則第116条に定める両立支援等助成金の事業所内保育施設コース助成金の助成を受けている施設 エ) 「看護職員確保対策事業等の実施について」に定める病院内保育所運営事業の助成を受けている施設 オ) 国、都道府県又は市町村が設置する児童福祉法第6条の3第9項から12項までに規定する業務又は法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設	6	
	第6条の3第9項から第12項の業務で、第34条の15第1項の事業及び同法同条第2項の認可を受けたもの	家庭的保育事業 小規模保育事業 居宅訪問型保育事業 事業所内保育事業	7	
	第6条の3第13項の届出	病児保育事業	8	
	第6条の3第2項の届出	放課後児童健全育成事業（学童保育）	9	
	第6条の3第7項の届出	一時預かり事業	10	
	第6条の3第23項の認可	乳児等通園支援事業	11	
	学校教育法	第1条に規定	教育時間終了後等に教育活動（預かり保育）を常時実施している幼稚園 ※①一時預かり事業（幼稚園型）または私学助成による預かり保育に該当、②週5日、年間200日以上実施、③教育時間前後に4時間以上実施	12
	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律	第2条第6項に規定	認定こども園	13
	子ども・子育て支援法	第30条第1項第4号に規定	離島その他の地域において特定保育を実施する施設	14
		第59条の2第1項及び「企業主導型保育事業費補助金実施要綱」第2の1に規定	企業主導型保育事業	15
全国	・国立高度専門医療研究センターまたは独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関であつて、児童福祉法第27条第2項の委託を受けた施設 ・肢体不自由児施設「整肢療護園」 ・重症心身障害児施設「むらさき愛育園」		16	